

公益財団法人 セコム科学技術振興財団
平成 31 年度 特定領域研究助成 募集要領

1. 研究助成の趣旨

セコム科学技術振興財団では、研究者の自由な発想に基づく独創的なアイデアに期待し、安全安心の確保や災害防止等、国民生活に密着する研究課題を広く募集・助成してきました。そして、国民生活の安全安心に寄与する科学技術の発展をより積極的に推進するために、当財団が重点的に助成する領域を指定し、その領域の研究統括を担う領域代表者が示す研究構想に沿う研究課題に助成する新しい研究助成を実施しております。

平成 31 年度は、ELSI (Ethical, Legal and Social Issue) 分野について研究課題を募集します。

2. 研究構想、助成額および予定採択数など

➤ 領域名

◇ 現代の科学技術の方向性と評価のあり方を探る

➤ 領域代表者

◇ 小林傳司 (大阪大学 CO デザインセンター 教授)

➤ 研究構想

現代の科学技術は、真理の追求という古典的な価値に加え、SDGs の議論に見られるような社会的課題の解決やイノベーションを通じた経済的発展への貢献も社会から期待され、また科学技術研究者の側もそのような価値の実現を約束しようとすることが多い。さらに、研究そのものが実験室で完結するとは限らず、ビッグデータの活用のように広く社会そのものをフィールドとしたタイプのものも増えている。つまり、現代の科学技術研究は社会との頻繁かつ濃密な相互作用が伴うものになりつつある。

このような状況において、例えば iPS 細胞やゲノム編集技術、あるいは情報科学技術の成果の社会実装にまつわる課題については、技術の倫理的・法的・社会的側面について、科学技術研究者が何をどのように配慮すべきかを中心に検討されることが多かった。その場合、社会実装の対象となる科学技術そのものは中立的な存在と見なされている。

しかし、AI の顔認証技術が学習データに含まれる社会的価値観を増幅している可能性が指摘されているように、科学技術そのものは中立的という立場が揺らがないだろうか？そもそも、この科学技術は我々の社会にとってどのような意味があり、将来、どのように展開されていくと考えられ、そしてそれは望ましい方向性なのだろうか？inclusive な社会の実現といった社会的課題解決に科学技術はどのように貢献できるか？社会が必要としていて、社会から信頼され、受け入れられる科学技術とは何か、それらは誰がどのように判断すべきなのか、その判断で基礎研究・技術開発を止めることがあり得るのかといった、科学技術の「方向性や評価」に関する検討が必要となってきた。そのような科学技術を評価する際にピアレビューに加えてどのようなシステムが有効か、といった仕組みの検討も必要であろう。

本領域では、このような観点から、科学技術の方向性や評価を検討する研究提案を募集する。研究提案にあたり、科学技術研究者と社会科学研究者が組むなど、多様性のある体制、また、単なる理論構築を目的とするのではなく、将来の社会実装も念頭に置いた検討であることがより望ましい。

➤ 選考員

- ◇ 小林傳司（大阪大学 CO デザインセンター 教授）
- ◇ 黒田玲子（中部大学 総合工学研究所 特任教授）
- ◇ 目崎祐史（セコム（株）IS 研究所 所長）

➤ 助成額

- ◇ 1年あたり原則として最大 300 万円、最大 3 年間で総額 900 万円以内です。

➤ 予定採択数

- ◇ 数件程度の採択を予定しています。

3. 助成期間

助成期間は、各領域ともに 3 年間を基本とし、2 年間も可能とします。毎年提出する研究助成申請書に基づく審査により助成金額を決定し、1 年ごとに助成金を交付します。研究助成申請書に記入された助成金希望額とならないこともありますので、あらかじめご了承ください。

4. 助成対象者

現に活発な研究活動を行っており、助成期間中継続的に研究を実施することができる国内の大学・大学共同利用機関法人・国立研究開発法人（以下、大学と略す）に所属する 59 歳以下（令和 2 年 1 月 1 日時点）の研究者を対象とします。申請者が必要とする場合、共同研究者（令和 2 年 1 月 1 日時点で 59 歳以下）が参画することも可能です。

民間企業等に所属する研究者は申請者になることはできません。共同研究者として参加することは可能ですが、助成金を民間企業へ分配することはできません。

なお、当財団役員、評議員は、申請者及び共同研究者になることができません。

5. 研究実施期間

1 年目の研究期間は、令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日です。以降は、各年 1 月 1 日から 12 月 31 日となります。

6. 助成金の使途

助成金は、公益財団法人の公益目的事業として大学に交付（寄付）させて頂くものです。助成金の使途については、当財団として特に使用項目の制約はありませんが、各大学の規則等に従って適切に処理・管理していただきます。

また、助成金は、申請者が研究目的達成のために必要と判断する経費を研究助成申請書に記載し、その使途計画に沿って使用して下さい。研究開始後に使途計画が大きく変更する場合は、事前に当財団へご相談下さい。

なお、当財団からの助成金（寄付金）は、その全額を研究費に当てていただく方針のため、所属機関内での間接的な経費についての免除手続きをお願い致します。

7. 応募方法

7. 1 研究助成申請書の提出

研究助成申請書（書式 E-1）に必要事項を記入のうえ、下記の募集期間中に提出先まで郵送により提出して下さい。当財団への持ち込みはご遠慮下さい。

書式 E-1 を両面印刷した原本 1 部およびその電子データ（※）を記録した DVD-R 1 部を提出して下さい。書式 E-1 は、当財団ホームページからダウンロードして入手して下さい。なお、提出いただいた申請書等は、お返しできません。

※電子データは、Microsoft Word 形式、Microsoft Power Point 形式およびそれらを PDF 形式へ変換した両方の電子データを DVD-R（CD-R 可。USB メモリ不可。）に記録して下さい。なお、動画資料のご提出はご遠慮下さい。

7. 2 募集期間

令和元年 10 月 1 日（火）から令和元年 10 月 31 日（木）まで。（必着、期日厳守）

7. 3 研究助成申請書（書式 E-1）の記入について

書式 E-1 の朱筆部分の留意点をよく読み、要点を簡潔かつわかりやすく表記するように努めて下さい。書式 E-1 については、最大 10 ページ以内（研究全体のイメージ図を含む）とします。二次選考のため当財団から追加提出を依頼する場合を除き、書式 E-1 以外の補足説明資料等は受付できません。

申請書は、所属機関の上長の推薦を受けて下さい。推薦者の公印が必要となります。上長は、例えば、学長、大学院研究科長、学部長、研究所長など、公印のある方になります。上長の個人印は受付できませんので、ご注意願います。

なお、当財団の理事若しくは評議員は推薦者になれますが、当財団の全ての選考に関わる委員は推薦者になれません。

7. 4 応募の制限

国又は他の機関から助成を受けている同一内容の研究課題については応募をご遠慮下さい。

8. 選考の方法、選考結果の通知

領域代表者を含む選考員による以下の選考を行います。

一次選考は、研究助成申請書に基づく書類審査です。一次選考の結果は、文書により申請者に通知します。（通知は、令和元年 11 月下旬頃を予定しています。）

二次選考では、一次選考を通過した申請者に対して面接審査を実施いたします。面接では、研究助成申請書に基づき、ご研究の要点を分かり易くご説明頂き、その後質疑応答を実施いたします。

面接は、令和元年 12 月 25 日（水）に実施致します。面接の時間は、当財団から申請者へ連絡します。申請者が面接に参加できない場合は不採択となりますのでご注意ください。なお、面接の代理出席は一切できませんのであらかじめご了承下さい。

選考結果は、企画委員会における審査、決定、所定の手続きの後、文書により申請者に通知します。通知は、面接選考終了後、令和元年 12 月下旬を予定しています。

9. 研究助成贈呈式の開催、助成金の交付

研究助成贈呈式を令和2年3月13日（金）午後開催致します。場所は東京都心部を予定しています。採択された方はご参加頂くこととなりますので、あらかじめご了承下さい。

採択された研究課題に対する助成金は、申請者に選考結果通知後、大学に対する寄付申込等の手続きを行い、令和2年1月末までに完了するように、申請者の所属する大学の指定口座に全額を振り込み致します。なお、申請者の個人口座に振り込むことはできません。

選考の結果決定された助成金額が、研究助成申請書に記載の助成金希望額と異なる場合は、選考結果通知後に再度「助成金の使用計画内訳」をご提出頂きます。

10. 助成対象者の報告・提出義務等

10.1 研究期間中

研究期間中は、領域代表者が研究統括として当該領域の研究のマネジメントを致します。領域代表者が途中経過の報告や面談などを求めることがありますので、助成対象者はご協力・ご対応頂くものとします。

10.2 翌年度への研究継続に向けて

採択された助成対象者は、翌年度への研究継続の審査のため、1年間の報告書を兼ねた研究助成申請書を毎年提出して頂きます。提出時期などの詳細は事務局より連絡致しますが、毎年10月頃を予定しています。

特に、2年目への研究継続審査では、面接を実施致します。面接の代理出席は一切できませんのでご注意ください。3年目への研究継続審査においても、面接等を実施する場合があります。

10.3 研究期間終了時（研究成果報告書の提出）

研究終了後3ヶ月以内に研究成果報告書を提出して頂きます。研究成果報告書は、別途定める研究成果報告書の作成要領に従い作成して下さい。

なお、研究期間の途中で次年度への継続が認められなかった場合においても、研究助成期間終了時点までの研究成果報告書および会計報告書の提出をして頂きます。提出期限は、研究助成期間終了後3ヶ月以内です。

10.4 会計報告について

毎年終了後1ヶ月以内（1月末まで）に会計報告書を提出して頂きます。会計報告書は、別途定める様式に従い、人件費、機器・ソフトウェア購入費、消耗品費、旅費、材料費、会議費、委託費、印刷・複写費、その他などの用途別に区分し、支出の詳細を記入した費用支出明細を作成して提出して下さい。領収書などの証拠書類を確認させて頂くことがあります。

また、全助成期間終了時に助成金の残額が発生することが見込まれる場合や、やむを得ず助成期間を超えて研究継続する必要がある場合（採択当初の目的を達成する研究に限ります。応用・発展的な研究は対象外です）は、助成期間終了までに必ず事務局へ申し出て下さい。当財団選考委員会等にて審査の上、残額を使った研究継続（最大1年間）の可否を判断致します。事前の残額発生のおし出がなかった場合や選考委員会で研究継続が認められなかった場合には、残額の返金を求めることがありますので、十分ご留意下さい。

10.5 その他（成果発表会など）

研究期間中または研究期間終了後に、研究成果の普及啓発を目的とした発表会やシンポジウムを開催することがあります。その場合には、ご協力頂くものとします。

11. 研究成果の扱い

研究成果の学会誌等への発表に際しては、当財団から研究助成を受けている、あるいは過去に受けたことを必ず明示して下さい。

提出された研究成果報告書の内容は、当財団ホームページで公表するほか、印刷・製本して関係者、関係機関等に配布させて頂くことがあります。

研究成果報告書のうち、広く国民に普及することが適切と当財団が判断した場合は、研究成果報告書をベースに一般向け普及書としてリライト・出版させて頂くことがあります。なお、リライトにあたっては、申請者は当財団に協力するものとさせて頂きます。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

12. 個人情報の取り扱い

個人情報は、研究助成の選考・審査や申請者への連絡、助成対象者（氏名、所属機関及び所属部署名、職名、研究課題名、助成額及び助成申請額）の発表に限定して利用いたします。

法令により許される場合を除き、申請者の同意を得ずに上記利用目的の変更を行うことはございません。

13. 申請書等書類の送付先

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 1-5-1 公益財団法人 セコム科学技術振興財団

14. お問い合わせ先

公益財団法人 セコム科学技術振興財団 事務局

電話：03-5775-8124 FAX：03-5770-0793 E-mail：sstfoundation@secom.co.jp

ホームページ：<https://www.secomzaidan.jp/>

15. その他

- 研究助成の採択・継続のための選考以外にも、研究の進捗状況や助成金の使途状況について尋ねることがあります。助成対象者は速やかに対応して頂くものとします。
- 当財団のホームページ等で助成対象者を紹介する記事等を掲載するために、助成対象者および研究実施環境の取材を行うことがあります。その際は、ご協力いただくものとします。
- 当財団の主催する成果報告会やシンポジウムなどの行事への協力を求めることがあります。
- 助成対象者の氏名、所属機関及び所属部署名、職名、研究課題名、助成額及び申請助成額について当財団ホームページ等にて公表させて頂きます。
- 当財団からの各種通知は、迅速を期するために、一部電子メールで行います。当財団からの電子メールを受信した際は、事務処理を確実に進めるため、必ず3日以内にメールを受信した旨のご返信をお願い致します

以上